

特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて

申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合については、当該指名停止措置を受けた者（以下「被指名停止会社」という。）を含む特定建設工事共同企業体全体について指名停止措置が講じられ、その結果当該特定建設工事共同企業体の競争参加資格が認められないこととされているところであるが、その場合の取扱いについて、下記のとおり定めたので、これに十分留意の上、入札・契約手続を実施されたい。

記

- 1 当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができるものとする。
- 2 1にかかわらず、残余の構成員が2社である場合においては、当該2社が新たに特定建設工事共同企業体を結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。
- 3 1及び2にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができるものとする。
- 4 1から3までの申請は、構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により、認定若しくは確認の申請を行った場合には、これを却下するものとする。
- 5 1から3までの認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- 6 1から3までの認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

附 則

この通達は、令和2年9月18日から施行する。